

山形県公報

平成30年6月22日 (金) 第2954号

毎週火・金曜日発行

次 目

告示	
○指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	620
	… 同
	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定(同 同)	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
	…621
○山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程 (畜産振興課)	
○土地改良区の定款変更の認可(村山総合支庁農村計画課)	
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録(林業振興課)	
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
〇公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	623
	… 同
	… 同
○道路の位置の指定の廃止・・・・・・・・・・・(置賜総合支庁建築課)	… 同
選挙管理委員会関係	
告示	
○政治団体の設立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○政治団体の届出事項の異動	
○政治団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○資金管理団体の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○資金管理団体の指定の取消し	
○資金管理団体でなくなった旨の届出	同
公	
○平成30年度自衛官候補生等の募集(市 町 村 課)	627
○特定調達契約に係る落札者の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 特足調理失約に係る格札有の公吉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	… 同
	, ,
○同	… 同

告示

山形県告示第499号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のと おり指定した。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
社会福祉法人東根福祉会 東根市本丸南一丁目10番16号	放課後等デイサービス大けやき 東根市神町中央一丁目3番48号 プ ラザ神町111号室	放課後等デイサービス	平成30. 5.23

山形県告示第500号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	指定年月日		
株式会社Smile Breathing	訪問看護ステーションいぶき	訪	問	看	護	平成30.	5. 25
	山形市五十鈴三丁目1番16号						

山形県告示第501号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社Smile Breathing	訪問看護ステーションいぶき 山形市五十鈴三丁目1番16号	介護予防訪問看護	平成30. 5.25

山形県告示第502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害	ビス	指定年月日		
社会福祉法人天童福祉厚生会	ショートステイホーム明幸園	短	#1	7	ᇙ	∀
天童市大字矢野目150番地	天童市大字矢野目150番地	湿	期	人	所	平成30. 5.28

山形県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどうの家	ぶどうの家	就労継続支援(B	₩#20 F 21
山形市双月町一丁目2番21号	山形市双月町一丁目2番21号	型)	平成30. 5.31

山形県告示第504号

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程

山形県家畜人工授精講習会等規程(昭和25年12月県告示第518号)の一部を次のように改正する。 別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

修業試験合格証

住 所氏 名生年月日

あなたは、家畜改良増殖法第16条第2項に規定する次の講習会の修業試験に合格したことを証明します

- 1 講習会の開催者の名称
- 2 講習会の開催者の住所
- 3 講習会の開催場所
- 4 講習会の開催期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 5 講習会に係る家畜の種類
- 6 講習会の区分

年 月 日 山形県知事

印

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規定の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第5号の規定による家畜人工授精(家畜人工授精 及び家畜体内受精卵移植)に関する講習修業試験合格証は、改定後の同様式の規定による修業試験合格証とみな す。

山形県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称 成沢土地改良区 2 事務所の所在地

山形市蔵王成沢字町浦619番地

3 認可年月日

平成30年6月11日

山形県告示第506号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。 平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

	<i>H</i> -	産事業者		生産	事業の内	容	事業	所	
登録	生.	種	種 穂		木	尹 耒	登録		
番号	号		採	精	幼苗	幼苗以外			年月日
	住 所	名称及び : 所 代表者の氏名			の	の	名 称	所在地	
		1(衣有の氏名 	取	選	育成	苗木育成			
	鶴岡市た	株式会社リン						鶴岡市た	
281	らのき代	ショウ					株式会社リン	らのき代	平成30年
201	字西野	代表取締役					ショウ	字 西 野	6月22日
	830番地	澁谷 昭明						830番地	

山形県告示第507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月22日から同年7月6日まで縦覧に供する。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市藤沢川103番から 同 飯塚町字北台1885番3まで		旧	49.6 メートル く 8.0	メートル 502
同	上	新	33.1 メートル く 8.0	同 上

山形県告示第508号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真室川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
 - 最上郡真室川町大字大沢地内(大向上野地区)
- 2 公共測量を実施する期間
 - 平成29年9月15日から平成30年3月15日まで
- 3 作業の種類
 - 公共測量 (空中写真測量)

山形県告示第509号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真室川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上郡真室川町大字大沢地内(大向上野地区)

2 公共測量を実施した期間

平成29年9月15日から平成30年3月15日まで

3 作業の種類

公共測量 (空中写真測量)

山形県告示第510号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真室川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施した地域

最上郡真室川町大字差首鍋地内(沼田中村地区)

2 公共測量を実施した期間

平成29年9月15日から平成30年3月15日まで

3 作業の種類

公共測量 (空中写真測量)

山形県告示第511号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市大荒地内、同市西目地内

2 公共測量を実施した期間

平成29年8月31日から平成30年3月30日まで

3 作業の種類

公共測量(2級及び3級基準点測量)

山形県告示第512号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道第545号
- 2 廃止に係る指定の場所 東置賜郡高畠町大字高畠702番1、702番11、706番、707番5、709番4、709番14
- 3 廃止年月日 平成30年6月12日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	寸	体	の	名	称	代	表者	の氏	名	会記名	十責任	 £者の	の氏	主たる事務所の所在地	届出年	月日
富	樫	幸	宏	後	援	会	富	樫	幸	宏	富	樫	典	子	酒田市山居町2丁目11番18号	平成 29.	8. 22
伊	藤	欽	_	後	援	会	伊	藤	光	=	伊	藤		明	最上郡舟形町長沢2780番地5	司 30.	5. 1
み <i>i</i> 会	んな	で〜	つくり	る尾	花洲	その	石	塚		清	斉	藤	栄	司	尾花沢市北町1丁目3番3号	同	5. 10

山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		異動年月日
政品団体の名称	名	共助		藉	沂		旧				共助 十万 口
		主たる事務所 の所在地	西置 1868		豊町大	字椿	山形	市新開	3 – 8	-30	
自由民主党山形県 郵政政治連盟支部	舩山俊裕	代表者の氏名	舩	Щ	俊	裕	村	上	退	介	平成 30. 4. 9
		会計責任者の 氏名	竹	JII	洋	_	三	澤	良	美	
国民民主党山形県	青柳安展	政治団体の名 称	国民民主党山形県総支 部連合会			民進 合会	党山形	県総支	部連	同	
総支部連合会	月份及版	代表者の氏名	青	柳	安	展	吉	村	和	武	5. 31
国民民主党山形県	青柳安展	政治団体の名 称	国民区総		山形県	第1	民進 部	党山形	県第1	総支	同
第1区総支部	日加女成	代表者の氏名	青	柳	安	展	吉	村	和	武	IF3
国民民主党山形県	関井美喜男	政治団体の名 称	国民 区総		山形県	第3	民進 支部	党山形	県第3	区総	同
第3区総支部	内川 大台力	 代表者の氏名 	関	井	美 喜	喜 男	阿	部	昇	司	let)

国民民主党山形県	青柳安展	政治団体の名	国民民主党山形県第2	民進党山形県第2区総	同
第2区総支部	青柳安展	称	区総支部	支部	F]

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					容		田舎	年月日
政伯団体の石が	名	共 助 尹 伐		親	ŕ		IΒ				共助	十万口
伊藤美代子(ほい	阿部典子	代表者の氏名	冏	部	典	子	Ш	越	隼	雄	平瓦	
づん)後援会	門前典丁	八衣有の八石	b⊭l	디	艸	1	711	咫	- 年	仏 性	28.	11. 10
山形県土地家屋調	相田治孝	会計責任者の	小座	囲	育	夫	伊	藤	隆	_	同	
查士政治連盟	111日日子	氏名	小座	l#1	Ħ		T.F.	// // // // // // // // // // // // //	生		29.	10. 11
山形県税理士政治	池田孝司	主たる事務所	山形市	7旅篭	町1丁	目12	山形	市旅篭	町一丁	目 1	同	
連盟	他田子미	の所在地	番51号	<u>1</u> .			番14	号				12. 1
原田まさひろと優	原田和広	会計責任者の	鈴	木	利	明	原	Ħ	秀	雄	同	
しい未来を創る会		氏名	水山	/K	小山	97	/尔	Щ	75	4年		12. 17
寒河江市西村山郡	和田潤一	主たる事務所	寒河江	[市大	字寒河	江字	寒河	江市六	供町二	丁目	同	
医師連盟	714 114 (14)	の所在地	久保5	番地			5番	13号			30.	4. 1
紅藍の会	渡辺博明	代表者の氏名	渡	辺	博	明	平	井	康	博	同	
	及是因初	1000000			1.1		'		/2/<	1.11		4. 25
庄内の明日を考え	小野由夫	主たる事務所	鶴岡市	採塞	17		鶴岡	市羽黒	町手向	院主	同	
る会	7.3 6 7	の所在地	田河山山	11田14	I (南14	3				5. 14
		代表者の氏名	櫻	井	利	浩	齋	藤	博	夫		
山形県歯科技工士	櫻井利浩	142.5 0200	一一	<i>7</i> 1	41:0	1日	/AN	/水	14,		同	
連盟		会計責任者の	平	泉		力	大	友		徹		5. 20
		氏名	1	//\		/3		人		IHX		

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があっ

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政	治	寸	体	の	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
富樫幸宏	後援会	<u> </u>					富		樫	幸		宏		平瓦	文29.	8. 21	
山田とし	お山邪	 多県後	援会				今		田	裕		幸		平瓦		3. 19	
佐藤正浩	後援会	<u>></u>					金		子	正		喜		平瓦		3. 30	
今野良和	後援会	<u> </u>					上		野	隆		_		平瓦		3. 31	
岸倫一郎	3後援会	<u>></u>					岸			Ξ	郎乒	(衛		平瓦		4. 12	
寿倫会							岸			倫	_	郎		平成	文30.	4. 12	

誠

佐藤正男後援会	佐	藤	正	男	平成30. 4.26
上野多一郎後援会	鈴	木	正	美	平成30. 4.27

山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団 体の指定の届出があった。

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

	管理した			公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
者)	の氏	名					
富	樫	幸	宏	酒田市議会議員	富樫幸宏後援会	酒田市山居町2丁目11番18号	平成29. 8.22

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を 取り消した旨の届出があった。

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

	金管理団 た者の氏		出を	資金管理団体の名称	取消年月日
富	樫	幸	宏	富樫幸宏後援会	平成29. 8.21
青	木	彰	榮	青木彰榮後援会	同 30. 5.19

山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなく なった旨の届出があった。

平成30年6月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

資金管理団体の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
岸 倫一郎	寿倫会	平成30. 4.12

公

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海 士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試馬	倹期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
一般曹侯	平成30年7月	第1次	平成30年	筆記試験	山形市	山形大学小白川キャンパス	平成31年
補生(男	1日(日) か	試験	9月21日	適性検査	鶴岡市	鶴岡合同庁舎	3月下旬
女)	ら同年9月7		(金)		酒田市	東北公益文科大学	又は4月
	日(金)まで				新庄市	新庄合同庁舎	上旬
					東根市	東根市職業訓練センター	
					南陽市	南陽市中央公民館(えくぼ	
						プラザ)	
		第2次	第1次試	口述試験	第1次試	同左	
		試験	験合格者	身体検査	験合格者		
			にのみ通		にのみ通		
			知		知		
航空学生		第1次	平成30年	筆記試験	山形市	山形テルサ	
(男女)		試験	9月17日	適性検査	鶴岡市	鶴岡合同庁舎	
			(月)				
		第2次	第1次試	口述試験	第1次試	同左	
		試験	験合格者	身体検査	験合格者		
			にのみ通		にのみ通		
			知		知		
自衛官候	平成30年6月	平成30年	F9月21日	筆記試験	山形市	山形大学小白川キャンパス	
補生(男	22日 (金) か	(金)		適性検査	鶴岡市	鶴岡合同庁舎	
女)	ら同年9月7				酒田市	東北公益文科大学	
	日(金)まで				新庄市	新庄合同庁舎	
					東根市	東根市職業訓練センター	
					南陽市	南陽市中央公民館(えくぼ	
						プラザ)	
			F9月28日	口述試験	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	
			いら同年10	身体検査			
			(水) まで				
		のうちキ	旨定する 1				
		日					

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を 記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部(電話番号023(622)0711)、市役所、町村役場又は山形県企画振興 部市町村課(電話番号023(630)2075)に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県大規模システム統合基盤構築運用業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当

山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3199

- 3 落札者を決定した日 平成30年5月10日
- 4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号 セントラル山形ビル2階

- 5 落札金額 426, 160, 000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成30年3月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県大規模システム統合基盤構築運用に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当

山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3199

- 3 落札者を決定した日 平成30年5月10日
- 4 落札者の名称及び所在地

日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号

- 5 落札金額 15,120,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成30年3月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給

契約電力400キロワット、使用電力量1,506,279キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県工業技術センター 総務課

山形市松栄二丁目2番1号 電話023(644)3222

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 (契約電力に対する単価)

期	間	基本料金単価(1kWにつき)
平成30年4月1日~平成3	1年3月31日	1,614.49円

(使用電力量に対する単価)

期	間		電力量料金単価(1kWhにつき)	
平成30年4月1日~平成31年	平成30年4月1日~平成31年3月31日			16.51円
		その他季		15. 34円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第 1号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院改築整備基本及び実施設計業務の調達について、公募型プロポーザル方式により技術提案書を次のとおり募集する。

なお、この公募型プロポーザル方式に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月22日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 調達をする業務の概要
 - (1) 業務委託名 山形県立新庄病院改築整備基本及び実施設計業務委託
 - (2) 業務内容 山形県新庄市金沢地内で計画している山形県立新庄病院の基本設計及び実施設計業務
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成32年6月30日まで
- 2 参加者の資格

技術提案書の提出者(以下「参加者」という。)は、(1)に掲げる要件を満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を満たす設計共同体であって、(3)に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の4第1項各号の規定に該当 しないこと。
 - ロ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ハ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
 - 二 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第5項の競争入札参加資格 者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)において建築コンサルタントの建築一般の業務に登録 されていること。
 - ホ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置又は山形県競争入札参加資格者非指名要領 に基づく非指名措置を受けていないこと。
 - へ 次のいずれにも該当しないこと(施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - (イ) 役員等(構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若 しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員

- による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であること。
- (p) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- (n) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- (二) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- (ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ト 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、二の要件に関する審査を受けた者であること。
- チ 山形県立新庄病院改築設計業務公募型プロポーザル方式設計者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。
- リ ロの登録に係る一級建築士事務所に属する一級建築士が10名以上いること。
- ヌ 平成20年4月1日からこの公告の前日までの間に延床面積20,000㎡以上又は病床数300床以上の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)の新築又は改築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。)に係る工事の基本設計及び実施設計の業務(設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。)に係る契約について履行を完了した実績を有する者であること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - イ 2者又は3者で構成する設計共同体であること。
 - ロ 設計共同体の全ての構成員が、(1)のイからチまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ハ 設計共同体の代表構成員が、(1)のリ及びヌに掲げる要件を満たす者であること。
 - ニ 設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。
 - ホ 設計共同体の構成員の(1)の口の登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていない こと。
 - へ 設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。
- (3) 本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。
 - イ 管理技術者及び建築総合主任担当技術者として一級建築士を配置できること。
 - ロ 建築構造主任担当技術者として構造設計一級建築士を配置できること。
 - ハ 電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として設備設計一級建築士を配置できること。
 - 二 管理技術者、建築総合主任担当技術者又はこれに準ずる立場として、平成20年4月1日から公告の前日までの間に契約の履行が完了した延床面積20,000㎡以上又は病床数300床以上の病院の新築又は改築に係る工事の基本設計及び実施設計の業務(設計共同体の構成員に属する者として行った業務については、当該構成員が代表構成員として行ったものに限る。)に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。
 - ホ 平成20年4月1日から公告の前日までの間に契約の履行が完了した病院の新築又は改築に係る工事の基本 設計及び実施設計の業務に従事した実績を有する者を各主任担当技術者として配置できること。
 - へ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係(公告の日時点で、3月以上継続しているものに限る。)に ある者を管理技術者及び建築総合主任担当技術者として配置できること。
 - ト 参加者の組織に属している者を建築構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として配置できること。
 - チ 管理技術者及び各主任担当技術者を兼務させずに各1名ずつ配置できること。
- 3 第一次審査(書類審査による第二次審査参加者の選定)の基準
- (1) 配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者の技術力 配置予定の各技術者に係る病院設計業務の実績
- (2) 業務の理解度
 - 業務内容、事業背景、手続の理解度

(3) 業務の実施方針

業務取組体制、設計チームの特徴、病院スタッフ等の関係者との調整方法及び特に重視する設計上の配慮事 頁

(4) 特定テーマに対する技術提案

技術提案内容の的確性、独創性及び実現性

(5) 自由提案

自由提案の内容の的確性、独創性及び実現性

4 第二次審査(技術提案書の特定・非特定)の基準

3の(2)から(5)までに掲げる基準のほか、発表状況及び取組意欲

- 5 契約に関する事務を担当する部局等並びに募集要領の交付期間及び交付場所等
 - (1) 契約に関する事務を担当する部局等

山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課病院整備担当 電話番号023(630)3410

(2) 募集要領の交付期間及び交付場所等

イ 交付期間 平成30年6月22日(金)から同年8月20日(月)まで

ロ 交付場所等 山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

この公告による公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては、参加表明書、競争入札参加資格審査申請書)を平成30年7月6日(金)午後4時までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便(配達証明付きのものに限る。)によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

平成30年8月20日(月)午後4時までに(1)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便(配達証明付きのものに限る。)によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。

- 6 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する 場合は、これを免除する。
- 7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 その他
 - (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
 - (2) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本業務に係る契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。
 - (3) この公告の関連情報の入手を希望する者は、5の(1)に掲げる担当に照会すること。
 - (4) 審査員の氏名、審査を行う日その他詳細については募集要領による。
- 9 Summary
 - (1) Subject matter of the contract: Basic design and implementation design for the reconstruction of Yamagata Prefectural Shinjo Hospital
 - (2) Time-limit to express interests: 4:00 P.M. 6 July 2018
 - (3) Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 20 August 2018
 - (4) Contact point for the proposal documentation: Prefectural Hospital Division, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3410

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月22日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び予定数量
 - (1) 山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務

イ 50リットル段ボール容器 37,400個

ロ 20リットルポリ容器 1,190個

ハ 50リットルポリ容器 2,040個

(2) 山形県立新庄病院感染性廃棄物処分業務

イ 50リットル段ボール容器 37,400個

ロ 20リットルポリ容器 1,190個

ハ 50リットルポリ容器

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

2,040個

- 3 落札者を決定した日 平成30年5月10日
- 4 落札者の名称及び所在地

福興産業株式会社 福島県伊達郡桑折町字田植12番地の1

- 5 落札金額 (1個あたりの単価)
 - (1) 山形県立新庄病院感染性廃棄物収集運搬業務

イ 50リットル段ボール容器 388.8円

ロ 20リットルポリ容器 669.6円

ハ 50リットルポリ容器 874.8円

(2) 山形県立新庄病院感染性廃棄物処分業務

イ 50リットル段ボール容器 356.4円

ロ 20リットルポリ容器 324円

ハ 50リットルポリ容器 486円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成30年4月20日

